

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第156号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条第3項各号列記以外の部分中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる証明書の交付（電子情報処理組織による戸籍に関する事務を行う市民窓口課等（当該事務を行う区役所に設置する出張所を含む。）における交付に限る。）に関すること。

ア 当該職員が本来属する市民窓口課等が属する区役所に設置する市民窓口課等（当該職員が本来属する市民窓口課等を除く。）において受理した戸籍に関する届書の受理証明書

イ 当該職員が本来属する市民窓口課等が属する区役所に設置する市民窓口課等（当該職員が本来属する市民窓口課等を除く。）において受理し、又は送付を受けた戸籍に関する届書の記載事項証明書

第2条第5項中第4号を第5号とし、第1号から第3号を1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として、次の1号を加える。

(1) 戸籍に関する証明書及び身分証明書のうち、電子計算機の端末機から出力することができるものの交付に関すること

附 則

この規則は、平成26年3月17日から施行する。

(行財政局人事部人事課)